

平成29年4月27日

まちづくり委員会資料

所管事務報告

川崎シンフォニーホール震災被害復旧工事に係る訴訟について

資料 川崎シンフォニーホール震災被害復旧工事に係る訴訟について

参考資料 川崎シンフォニーホール施設概要等

まちづくり局

川崎シンフォニーホール震災被害復旧工事に係る訴訟について

1 事件の概要

川崎シンフォニーホール（以下「本件建物」という。）は、平成23年3月11日に発生した東日本大震災により天井仕上げ材をはじめ、付属する音響・照明・空調設備等の相当部分が落下するなど甚大な被害を受けた。

平成23年10月7日に竹中・浅沼・大場・吉忠共同企業体（以下「原告」という。）と「川崎シンフォニーホール震災被害復旧工事」（以下「復旧工事」という。）を請負金額18億6,900万円 で契約した。

しかし、原告は、復旧工事の実施に当たり、本市に対し、追加変更工事に伴う契約変更を求めたが、本市は、これに応じなかったことから、訴訟となったものである。

- (1) 当事者 原告：竹中・浅沼・大場・吉忠共同企業体 被告：川崎市
- (2) 提訴日 平成25年8月20日
- (3) 提訴先 横浜地方裁判所
- (4) 請求の趣旨

被告は、原告に対し、**金4億9,203万円、及びこれに対する平成25年2月7日より支払済みまで年3.1%の割合による金員を支払え。**

2 川崎シンフォニーホール震災被害復旧工事

(1) 目的

震災被害を受けた天井類について、耐震性能を向上させ十分な安全性を確保し、優れた音響性能・特性を復元するものである。

(2) 工期

平成23年10月7日～平成24年12月25日

(3) 工事の内容及び発注方式

最短の工期により本件建物の復旧を図るため、

①ガレキ撤去を行いながら、損傷状況等の詳細調査による要工事箇所を把握し、その内容を直ちに実施設計に反映させ、速やかに工事着手すること。

②上記の業務をほぼ同時に進捗させるために、必要な総合的な工事監理をする。

これら「ガレキ撤去」、「詳細調査」、「実施設計」、「工事監理」、「工事施工」の5つの業務を同時に進められる実施方法として、「**設計・施工一括方式**」を採用した。

(4) 入札条件

契約前には被災状況等、詳細な音楽ホールの状況が不明であることから、本市が入札時に作成した要求水準書の要求条件に合致させる範囲内において、「**設計・監理費及び工事費は契約金額を限度とする。したがって、設計内容及び工事内容に変更や追加等が生じても増額に伴う変更契約は行わない。**」としていた。

また、入札時において要求水準書の解釈についての補足説明を行い、その例外を「**天災及び法改正によりやむを得ないと市が判断した場合**」とした。

3 訴訟までの経過

平成23年3月11日 東日本大震災により、川崎シンフォニーホールの天井仕上げ材等が落下した。

平成23年6月30日 入札公告。要求水準書及び参考資料の供覧・配布を公表した。

平成23年8月10日 入札

平成23年8月24日 原告と仮契約を締結した。

平成23年10月6日 原告との契約締結について議決された。

平成23年10月7日 原告と復旧工事に係る請負契約（18億6,900万円）を締結し、工事着手した。



原告は、本市に対し、追加変更工事に伴う契約変更を求めたが、本市は、契約金額の変更事由には該当しないとして、これに応じなかった。

平成24年11月27日 原告は、追加変更工事代金が5億213万円であることの確認を求める調停を神奈川建設工事紛争審査会に申請した。

平成24年12月25日 復旧工事完了・引渡し

平成25年5月14日 神奈川建設工事紛争審査会は、解決の見込みがないのとして、調停を打ち切った。

平成25年8月20日 原告は、追加変更工事代金4億9,203万円の支払を本市に求める訴訟を横浜地方裁判所に提起した。

4 訴訟の経過

(1) 原告の主な主張

入札時点において前提とされた**事実を超える範囲の復旧工事や、復旧工事とは何の関係もない既存建物の瑕疵を補修する工事等は、本件復旧工事の対象外であり、増加費用の発生する追加変更工事に当たる。**と主張し、本市に対し、追加変更工事代金を請求した。

原告主張の追加変更工事（25項目）			
	NO	追加変更工事の内容	原告請求金額
天井工事	1	既存ブドウ棚ブレース追加設置	10,800 万円
	2	既存ブドウ棚ブレース瑕疵補修	50 万円
	3	稜線金物、スピーカーボックス、ワイヤー貫通用の金物の設置	2,240 万円
	4	バルコニー席下軒天部分の全面ヨゴレ除去の上再塗装	294 万円
	5	点検歩廊施工	960 万円
	6	天井下地材料の数量増	490 万円
	7	補強パイプ、補強ブレースの数量増	912 万円
	8	補強金物変更	6,020 万円
	9	ダクトルート変更	5,130 万円
床工事	10	フローリング張替え（下地ベニヤ、根太補修含む）面積増	650 万円
	11	階段部分ノンスリップ、客席部分段鼻框の取換え範囲増	2,030 万円
	12	フローリング張替えに伴う通路部分巾木等の取外し復旧	653 万円
	13	フローリング下地構造部材やり替え	886 万円
壁工事	14	区画壁未形成部分補修工事	130 万円
	15	拡散壁の解体撤去及び下地より復旧	4,180 万円
	16	仕切り壁の解体撤去及び下地より復旧	1,160 万円
	18	パネル付手摺復旧	1,530 万円
	19	仕切り壁上手摺復旧（仕切り壁撤去に伴う復旧）	294 万円
	17	客席新設、客席布貼替え	5,910 万円
その他工事	20	ホール扉交換	1,370 万円
	21	ガレリア応急復旧対応工事	323 万円
	22	ホワイエ天井改修工事	297 万円
	23	図面・資料等作成費	320 万円
	24	警備費の追加	1,840 万円
	25	資材置き場確保に伴う駐車場代	734 万円
	計		49,203 万円

(2) 本市の主な主張

復旧工事では、原告において、本件建物を要求水準書に記載された要求条件に合致するよう設計・監理・施工する義務を負っているのであって、**要求条件に合致させるために必要となった工事は当然のことながら本件契約上、原告においてなすべき工事であって、変更（増額）する追加項目ではない。**として主張した。

(3) 審理の経過

本訴訟は、係属して以来、20数回の口頭弁論等を経ており、平成29年3月14日に裁判所から、**原告の請求金額4億9,203万円に対し、本市が5,000万円を原告に支払う**という和解案が示され、平成29年3月30日の弁論準備手続において、**原告、被告双方で和解案を確認**した。

川崎シンフォニーホール施設概要等

施設概要

- 1 施設名称
川崎シンフォニーホール
(ミュージザ川崎のうちホール棟部分)
- 2 所在地
川崎市幸区大宮町1310番地
- 3 構造・規模
鉄骨造、一部鉄骨鉄筋コンクリート造
地下2階・地上8階建
- 4 敷地面積
10,669.34㎡
- 6 延べ面積
17,243.96㎡
- 7 用途
音楽ホール等



復旧前

平成23年4月18日撮影



位置図



復旧後